

# 令和8年度 国民健康保険年次更新のお知らせ

問 健康福祉課 国保年金係 ⑦⑧番窓口 TEL 65-3008

保険証は、令和6年12月2日から新規発行が終了となり、健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行しています。

マイナ保険証をお持ちでない方に簡易書留で8月1日④から令和9年7月31日④有効期限の資格確認書（青色）を、7月中に送付します。

「資格情報のお知らせ」（マイナ保険証）をお持ちの方は、今お持ちの資格情報のお知らせをそのままお使いください。

※保管期限までに受け取れなかった場合、8月1日以降に役場でお渡しします。本人確認ができるもの（マイナンバーカードや運転免許証など）をご持参の上、お越しください。

※現在お持ちの資格確認書（ピンク色）は、8月1日以降使用できませんので、個人情報が変わらないように処分してください。



マイナ保険証の  
メリット等について

## 高齢受給者証廃止のお知らせ

問 健康福祉課 国保年金係 ⑦⑧番窓口 TEL 65-3008

令和8年度の年次更新から資格確認書に負担割合を記載しているため、従来の高齢受給者証は発行いたしません。(\*)

**8月1日からはお持ちの資格確認書またはマイナ保険証だけで受診いただけます。**

現在お持ちの高齢受給者証は8月1日以降使用いただけませんので、個人情報が変わらないように処分してください。

(\*)「資格情報のお知らせ」にも負担割合は記載しております。

## 後期高齢者医療制度の資格確認書の色が 「うすい緑色」から『みず色』に変わります

問 健康福祉課 国保年金係 ⑦⑧番窓口 TEL 65-3008

7月31日④の有効期限満了に伴い資格確認書を次の対象者に7月初旬頃から順次簡易書留にて送付します。

8月から後期高齢者医療制度の  
資格確認書の交付対象が見直されます。

### ● 85歳以上の方

全ての方に「資格確認書（ハガキサイズの紙）」が交付されます。※マイナ保険証（お持ちの方）又は資格確認書をご利用ください。

### ● 84歳以下の方

- 直近1年間にマイナ保険証の利用が6回以上、かつ直近3カ月以内に利用している方  
⇒「資格情報のお知らせ（A4サイズの紙）」が交付されます。
- 上記以外の方（※）  
⇒「資格確認書（ハガキサイズの紙）」が交付されます。

※具体的な例 マイナンバーカードを持っていない方  
マイナ保険証を持っているが、利用頻度が少ない方又は全く利用していない方

今回お届けする『みず色』の資格確認書は  
7月1日④から令和9年7月31日④まで使えます。

現在お持ちの資格確認書「うすい緑色」は8月1日④以降使用できませんので、個人情報が変わらないように処分してください。

※令和8年度住民税の課税所得等により、一部負担金の割合が変更になっている場合がありますのでご確認ください。

#### 例①

今まで1割であった方が2割負担に変更となる場合  
「2割（令和8年7月31日までは1割）」と表示されます。

#### 例②

今まで1割であった方が3割負担に変更となる場合  
「3割（令和8年7月31日までは1割）」と表示されます。